

周南市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

周南市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市体育施設条例の一部を改正する条例

周南市体育施設条例（平成15年周南市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

周南市運動広場	〃
周南市身近な運動広場	〃
周南市陸上競技場	周南市大字徳山10405番地の1
周南市野球場	〃
周南市水泳場	〃

」

を

「

周南市運動広場	〃
周南市陸上競技場	周南市大字徳山10405番地の1
周南市野球場	〃

」

に改める。

別表第1周南市水泳場の項を削る。

別表第2の1 周南市総合スポーツセンターの(2) 個人使用料の表中

「

高校生以下	メインアリーナ 多目的ホール 弓道場	1人1回150円 (回数券12枚綴り1,500円)
	健康ルーム	1人1回310円 (回数券12枚綴り3,100円)
その他の者	メインアリーナ 多目的ホール 弓道場	1人1回310円 (回数券12枚綴り3,100円)
	健康ルーム	1人1回520円 (回数券12枚綴り5,200円)

」

を

「

高校生以下	メインアリーナ 多目的ホール 弓道場	1人1回150円 (回数券12枚綴り1,500円)
その他の者	メインアリーナ 多目的ホール 弓道場	1人1回310円 (回数券12枚綴り3,100円)

」

に改め、同表の2 周南市緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び周南市新南陽球場・周南市新南陽プールの(1) 専用使用料の表中

「

周南市水泳場	5,810	29,050	8,710	87,150
周南市新南陽プール				

」

を

「

周南市新南陽プール	5,810	29,050	8,710	87,150
-----------	-------	--------	-------	--------

」

に、

「

周南市水泳場	9,700	48,500	14,550	145,500
周南市新南陽プール				

」

を

「

周南市新南陽プール	9,700	48,500	14,550	145,500
-----------	-------	--------	--------	---------

」

に、

「

周南市新南陽球場	817	4,085	1,225	12,255
周南市水泳場	1,938	9,690	2,907	29,070

」

を

「

周南市新南陽球場	817	4,085	1,225	12,255
----------	-----	-------	-------	--------

」

に改め、同表の2 周南市緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び周南市新南陽球場・周南市新南陽プールの(8) 個人使用料の表中

「

ア 周南市水泳場、周南市新南陽プール及び周南市鹿野プール

」

を

「

ア 周南市新南陽プール及び周南市鹿野プール

」

に、

「

回数の時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	9時から12時まで
	12時から17時まで
	17時から日没まで（周南市水泳場）

」

を

「

回数の時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	9時から12時まで
	12時から17時まで

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(回数券の払戻し)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の周南市体育施設条例別表第2の1 周南市総合スポーツセンターの(2) 個人使用料の表に規定する健康ルームに係る回数券を保有する者から、当該回数券と引換えに払戻しの請求があったときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間に限り、同表に掲げる回数券の金額の区分に応じ、それぞれ当該金額を12で除して得た額に、当該回数券の未使用の枚数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数は1円とする。）を払い戻すものとする。

(参 考)

周南市体育施設条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
(設置) 第2条 本市に次の体育施設を設ける。			(設置) 第2条 本市に次の体育施設を設ける。		
名称		位置	名称		位置
周南 緑地	(略)		周南 緑地	(略)	
	周南市運動広場	//		周南市運動広場	//
	周南市身近な運動広場	//		周南市陸上競技場	周南市大字徳山10405番地の1
	周南市陸上競技場	周南市大字徳山10405番地の1		周南市野球場	//
	周南市野球場	//		周南市水泳場	//
	周南市水泳場	//		周南市補助競技場	//
	周南市補助競技場	//			
(略)			(略)		
別表第1 (第3条の3関係)			別表第1 (第3条の3関係)		
体育施設名	休館・休場日	使用時間	体育施設名	休館・休場日	使用時間
(略)			(略)		
周南市陸上競技場	12月29日から翌年1月3日まで	9時から日没まで	周南市陸上競技場	12月29日から翌年1月3日まで	9時から日没まで
周南市野球場		9時から22時まで	周南市野球場		9時から22時まで

現 行			改 正 案		
		で			で
周南市水泳場	9月1日から翌年6月の第1土曜日まで	9時から日没まで			
周南市庭球場	12月29日から翌年1月3日まで	(固定照明設備なし) 9時から日没まで (固定照明設備あり) 9時から21時まで (管理事務所) 9時から22時まで	周南市庭球場	12月29日から翌年1月3日まで	(固定照明設備なし) 9時から日没まで (固定照明設備あり) 9時から21時まで (管理事務所) 9時から22時まで
(略)		(略)	(略)		(略)
(略)			(略)		
別表第2 (第6条関係)			別表第2 (第6条関係)		
1 周南市総合スポーツセンター			1 周南市総合スポーツセンター		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 個人使用料			(2) 個人使用料		
区分	使用料		区分	使用料	
高校生以下	メインアリーナ 多目的ホー	1人1回150円 (回数券12枚綴り1,500円)	高校生以下	メインアリーナ 多目的ホー	1人1回150円 (回数券12枚綴り1,500円)

現行				改正案					
	ル 弓道場				ル 弓道場				
	健康ルーム	1人1回310円（回数券12枚綴り3,100円）							
その他の者	メインアリーナ	1人1回310円（回数券12枚綴り3,100円）		その他の者	メインアリーナ	1人1回310円（回数券12枚綴り3,100円）			
	多目的ホール				多目的ホール				
	弓道場				弓道場				
	健康ルーム	1人1回520円（回数券12枚綴り5,200円）							
（略）				（略）					
（3）・（4）（略）				（3）・（4）（略）					
2 周南市緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び周南市新南陽球場・周南市新南陽プール				2 周南市緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び周南市新南陽球場・周南市新南陽プール					
（1）専用使用料				（1）専用使用料					
（単位 円）				（単位 円）					
時間区分	施設名	使用区分		備考	時間区分	施設名	使用区分		備考
		1 入場料その他のこれに類する料金を徴収しない場合	2 入場料その他のこれに類する料金を徴収する場合				1 入場料その他のこれに類する料金を徴収しない場合	2 入場料その他のこれに類する料金を徴収する場合	

現行						改正案							
		(1) マユスー及学・徒使す場 アチアポツび生が用る合	(2) その他	(1) マユスー及学・徒使す場 アチアポツび生が用る合	(2) その他			(1) マユスー及学・徒使す場 アチアポツび生が用る合	(2) その他	(1) マユスー及学・徒使す場 アチアポツび生が用る合	(2) その他		
9 時 か 12 時 まで	(略)					1 専用使用とは、使用期間一つの施設（事務所、売店等）を除く。使用するのを他の個人使用をという。 2 左記の使用の区分(2)による場合は、最料その他	9 時 か 12 時 まで	(略)					1 専用使用とは、使用期間一つの施設（事務所、売店等）を除く。使用するのを他の個人使用をという。 2 左記の使用の区分(2)による場合は、最料その他
	周南 市新陽 球場	2,450	12,250	3,670	36,750			周南 市新陽 球場	2,450	12,250	3,670	36,750	
	周南 水泳場	5,810	29,050	8,710	87,150			周南 新陽一 ブル	5,810	29,050	8,710	87,150	
	周南 新陽一 ブル							周南 ソト フ					
	周南 ソト フ	1,550	7,750	2,320	23,250		周南 ソト フ	1,550	7,750	2,320	23,250		

現行

改正案

	周南 市ア 一チ エリ 一 場					<p>料を徴収す る。野球場 6 職業野球場 使用は全日 合用とみ し、所定の 使用料を徴 収する。競 7 補助につ 場は中央1・ は中央2に 割してそれ ぞれに適用 する。</p>
	(略)					
(略)						
延長 (1 時間 につき)	(略)					
	周南 市新 市南陽 南 球場	817	4,085	1,225	12,255	
	周南 市水 水 泳場	1,938	9,690	2,907	29,070	
	周南 市ソ フット ボル 一 球 場	513	2,565	769	7,695	
	周南 市ア 一チ エリ 一 場					
	(略)					

	周南 市ア 一チ エリ 一 場					<p>れぞれ延 料を徴収す る。野球場 6 職業野球場 使用は全日 合用とみ し、所定の 使用料を徴 収する。競 7 補助につ 場は中央1・ は中央2に 割してそれ ぞれに適用 する。</p>
	(略)					
(略)						
延長 (1 時間 につき)	(略)					
	周南 市新 市南陽 南 球場	817	4,085	1,225	12,255	
	周南 市ソ フット ボル 一 球 場	513	2,565	769	7,695	
	周南 市ア 一チ エリ 一 場					
	(略)					

現行		改正案	
(2)～(7) (略)		(2)～(7) (略)	
(8) 個人使用料		(8) 個人使用料	
ア <u>周南市水泳場</u> 、周南市新南陽プール及び周南市鹿野プール		ア 周南市新南陽プール及び周南市鹿野プール	
区分	使用料	区分	使用料
(略)		(略)	
回数の時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	9時から12時まで 12時から17時まで <u>17時から日没まで(周南市水泳場)</u>	回数の時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	9時から12時まで 12時から17時まで
(略)		(略)	
3～6 (略)		3～6 (略)	